

## 油脂利用菓子の表示に関する協定書

締結 昭和 50 年 7 月 21 日

改正 平成 9 年 3 月 28 日

兵庫県(以下「甲」という。)と全国油菓工業協同組合兵庫県支部、兵庫県菓子工業組合、兵庫県米菓工業協同組合及び兵庫県煎豆落花生協同組合(以下「乙」という。)は、消費者の利益の擁護及び増進を図るため、油脂利用菓子による事故防止及び適正表示並びに消費者苦情の処理等に関し次のとおり協定する。

### (基本原則)

第 1 条 乙及び乙に加入している事業者は、この協定書に定める諸事項を誠実かつ適切に実施するものとする。

2 乙は、乙に加入している事業者の製造する油脂利用菓子の品質その他の内容の向上に努めなければならない。

### (定義)

第 2 条 この協定書において、「油脂利用菓子」とは、小麦粉、でん粉、雑穀粉、そば粉、米粉、じゃがいも、甘藷、豆類、もち、米、とうもろこし、するめ等を食用油脂で揚げた製品及び油を吹きつけた製品並びにこれらの製品を原料として 2 次加工したものをいう。

2 この協定書において「事業者」とは、乙に加入している油菓子の製造業者、加工業者又は販売業者等で当該油脂利用菓子についての最終責任を負う立場にある者をいう。

### (必要な表示事項)

第 3 条 事業者は、油脂利用菓子の容器又は包装に、次の各号に掲げる事項を邦文で、外部から見やすい場所に、明瞭に表示しなければならない。なお、活字の大きさは 7 . 5 ポイント( 6 号)以上とする。

(1) 品 名

(2) 事業者の氏名及び製造所又は加工所の所在地

(3) 内容量

(4) 原材料

使用主原材料の名称を「原材料」という文字のあとに、使用重量の多いものの順に表示すること。

(5) 食品添加物

食品衛生法の規定に従って表示すること。

(6) 品質保持期限又は賞味期限(製造年月日表示は事業者の任意とする。)

- (7) 事故品を取り替える旨
- (8) 取扱上の注意事項
  - ア 直射日光を当てない旨
  - イ 開封後はなるべく早く食べる旨
  - ウ 保管は、高温多湿の所をさける旨

( 不当表示の禁止 )

第4条 事業者は、油脂利用菓子の容器、包装、説明書、ポスター等に次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 賞でないものを賞であるかのように誤認させるおそれがある表示
- (2) 自己の取扱う他の商品または自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのように誤認させるおそれがある表示
- (3) 官公庁、神社、仏閣その他著名な団体または個人が購入または推奨しているかのように誤認されるおそれがある表示
- (4) 前各号に掲げるものの他、一般消費者に誤認されるおそれがある表示

( 過大な包装の禁止 )

第5条 事業者は、その内容を誤認させるような過大な容器または包装を用いてはならない。

( 保証マーク等 )

第6条 乙は、自己の団体に加入している事業者の製品について、独自の保証マーク等を定め、事業者に代って当該製品について責任をもって保証する旨の表示をすることができる。

- 2 乙が前項に定める表示をする場合は、乙は甲に対し、保証する内容及びマークについて事前に報告しなければならない。

( 違反者に対する措置 )

第7条 乙は、第3条から第5条までの規定に違反する事実があったときは、必要な調査を行わなければならない。

- 2 乙は、甲が第3条から第5条までの規定に違反する事実を通知したときは、ただちに必要な調査及び措置を行い甲に報告しなければならない。

( 苦情処理および損害賠償 )

第8条 事業者は、自己の製品について苦情があったときは、責任をもってその解決にあたるものとする。

2 前項の苦情に関連して、消費者に損害を与えたときは、補償その他の適正な措置を講ずるものとする。

3 前項の措置を講じても解決が困難である場合には、乙があっせんその他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者団体の苦情処理体制の整備)

第9条 乙は、消費者苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、これに必要な体制の整備に努めなければならない。

(公表)

第10条 甲は、必要に応じてこの協定書に定める諸事項の履行状況を公表できるものとする。

(協定細目書)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、細目書で定めるものとする。

(協定の改正)

第12条 この協定書を改正する必要があると認めるときは、甲及び乙が協議して改正するものとする。

(その他)

第13条 この協定書に定めのない事項又は、この協定書の解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則 この協定は、締結の日から起算して、6ヶ月を経過した日から施行する。

附 則 この協定は、平成9年4月1日から施行する。ただし、この協定の施行日前に製造されたものについては、なお、従前の例によるものとする。この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年3月28日

甲	兵庫県知事	貝原俊民
乙	全国油菓工業協同組合兵庫県支部長	天野八郎
乙	兵庫県菓子工業組合理事長	山田義雄
乙	兵庫県米菓工業協同組合理事長	八木茂
乙	兵庫県煎豆落花生協同組合理事長	有馬英夫

全国油菓工業協同組合兵庫県支部のみ、油脂利用菓子の定義は次のとおり。

(定 義)

第2条 この協定書において「油脂利用菓子」とは、小麦粉、でん粉、雑穀粉、そば粉、米粉、じゃがいも、甘藷、豆類、もち、米、とうもろこし、するめ等を食用油脂で揚げた製品及び油を吹きつけた製品であって油脂分 10%以上を含有するもの、並びにこれらの製品を原料として2次加工したものをいう。